



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 1 日 (火曜日) 号外 第 34 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

| | |
|-----------------------------------|---|
| 規 則 | 頁 |
| ○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1 | |
| 告 示 | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| ○海区漁業調整委員会の事務所の所在地…………… (水産政策課) 5 | |
| 訓 令 | |
| ○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 5 | |
| 公 告 | |
| ○保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 7 | |

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第56号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--------------|--|--------------|---|
| 別表 (第 2 条関係) | | 別表 (第 2 条関係) | |
| 出先機関 の長 | 委 任 事 務 | 出先機関 の長 | 委 任 事 務 |
| [略] | | [略] | |
| 西臼杵支 庁長 | 1～39の 4 [略] 39の 5 漁業法 (昭和24年法律第 267号) による 次の事務 (県内に住所を有する者及び内水面に 係るものに限る。) (1) [略] (2) <u>第 8 条第 6 項 (同条第 7 項において準用 する場合を含む。) の規定による認可の申請 の受理に関すること。</u> (3) <u>第 10 条の規定による申請の受理に関する こと。</u> (4) <u>第 129 条第 1 項及び第 3 項の規定による 認可の申請の受理に関すること。</u> 39の 6 宮崎県内水面漁業調整規則 (昭和39年宮 崎県規則第24号) による次の事務 (県内に住所 を有する者に係るものに限る。) (1) <u>第 7 条第 1 項の規定による申請書の受理 に関すること。</u> (2) <u>第 10 条第 2 項の規定による証明に関する こと。</u> (3) <u>第 10 条第 3 項の規定による返納の受理に 関すること。</u> (4) <u>第 14 条第 1 項の規定による申請書の受理 に関すること。</u> | 西臼杵支 庁長 | 1～39の 4 [略] 39の 5 漁業法 (昭和24年法律第 267号) による 次の事務 (県内に住所を有する者及び内水面に 係るものに限る。) (1) [略] (2) <u>第 69 条第 1 項の規定による申請の受理に 関すること。</u> (3) <u>第 106 条第 7 項 (同条第 9 項において準 用する場合を含む。) の規定による認可の申 請の受理に関すること。</u> (4) <u>第 170 条第 1 項及び第 3 項の規定による 認可の申請の受理に関すること。</u> 39の 6 宮崎県漁業調整規則 (令和 2 年宮崎県規 則第51号) による次の事務 (県内に住所を有す る者に係るものに限る。) (1) <u>第 33 条第 3 項の規定による申請の受理に 関すること。</u> (2) <u>第 33 条第 11 項の規定による証明に関する こと。</u> (3) <u>第 33 条第 12 項の規定による返納の受理に 関すること。</u> (4) <u>第 33 条第 13 項において準用する第 27 条の 規定による申請の受理に関すること。</u> |

| | | | |
|------|--|------|---|
| | <p>(5) 第15条の規定による申請書の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 第16条の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 第31条第2項の規定による申請書の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 第34条の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>39の7～66 [略]</p> | | <p>(5) 第33条第13項において準用する第28条の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 第47条第2項の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 第53条の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>39の7～66 [略]</p> |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 保健所長 | <p>1～5 [略]</p> <p>6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第69条第1項から第4項までの規定による立入検査等（同項にあっては、第12条第1項、第23条の2第1項及び第23条の20第1項の規定による製造販売業の許可、第13条第1項及び第23条の22第1項の規定による製造業の許可並びに第23条の2の3第1項の規定による製造業の登録を受けた者に係るものを除く。）に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第70条第1項及び第2項の規定による廃棄等の措置命令等に関する<u>こと。</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>6の2～9 [略]</p> <p>10 覚せい剤取締法（昭和26年法律第 252号）による次の事務</p> <p>(1) 第4条（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による<u>覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定の申請書の受理に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 第17条第5項の規定による<u>覚せい剤の譲渡しの許可の申請書の受理に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8)～(10) [略]</p> <p>(11) 第30条の6第3項の規定による<u>覚せい剤原料の輸入又は輸出の許可の申請書の受理に関する<u>こと。</u></u></p> | 保健所長 | <p>1～5 [略]</p> <p>6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第69条第1項から第3項まで及び第5項の規定による立入検査等（同項にあっては、第12条第1項、第23条の2第1項及び第23条の20第1項の規定による製造販売業の許可、第13条第1項及び第23条の22第1項の規定による製造業の許可並びに第23条の2の3第1項の規定による製造業の登録を受けた者に係るものを除く。）に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第70条第1項及び第3項の規定による廃棄等の措置命令等に関する<u>こと。</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>6の2～9 [略]</p> <p>10 覚醒剤取締法（昭和26年法律第 252号）による次の事務</p> <p>(1) 第4条（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による<u>覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者の指定の申請書の受理に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 第10条第2項の規定による<u>指定証の提出の受理に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7) 第17条第5項の規定による<u>覚醒剤の譲渡しの許可の申請書の受理に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(8) 第20条第6項の規定による<u>申請書の受理に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 第22条の2の規定による<u>届出の受理に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(11) 第23条の規定による<u>届出の受理に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(12)～(14) [略]</p> <p>(15) 第30条の6第4項の規定による許可の申請書の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(16) 第30条の13の規定による<u>届出の受理に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(17) 第30条の14第1項から第3項までの規定による<u>届出の受理に関する<u>こと。</u></u></p> |

| | | | |
|--------|---|--------|--|
| | <p>(12) [略]</p> <p>(13) 第31条の規定により、<u>覚せい剤若しくは覚せい剤原料施用機関の開設者若しくは覚せい剤研究者又は同法第30条の7第2号から第5号までに規定する者から必要な報告を徴すること。</u></p> <p>(14) 第32条第1項又は第2項の規定により、当該職員をして<u>覚せい剤施用機関である病院若しくは診療所、覚せい剤研究者の研究所又は第30条の12第1項第2号から第6号までに規定する者に</u>応じ当該各号に掲げる場所に立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、<u>覚せい剤若しくは覚せい剤原料若しくはその疑いのある物で試験のために必要な最小分量に限り収去し、又は覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者、覚せい剤施用機関において診療に従事する医師、覚せい剤研究者、第30条の7第2号から第5号までに規定する者その他の関係者について質問させること。</u></p> <p>11～70 [略]</p> | | <p>(18) [略]</p> <p>(19) 第31条の規定により、<u>覚醒剤施用機関の開設者若しくは管理者若しくは覚醒剤研究者又は第30条の7第4号から第7号までに規定する者から必要な報告を徴すること。</u></p> <p>(20) 第32条第1項又は第2項の規定により、当該職員をして<u>覚醒剤施用機関である病院若しくは診療所、覚醒剤研究者の研究所又は第30条の12第1項第2号から第6号までに規定する者に</u>応じ当該各号に掲げる場所に立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、<u>覚醒剤若しくは覚醒剤原料若しくはその疑いのある物で試験のために必要な最小分量に限り収去し、又は覚醒剤施用機関の開設者若しくは管理者、覚醒剤施用機関において診療に従事する医師、覚醒剤研究者、第30条の7第4号から第7号までに規定する者その他の関係者について質問させること。</u></p> <p>11～70 [略]</p> |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 農林振興局長 | <p>1～17 [略]</p> <p>18 漁業法による次の事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）（北諸県農林振興局及び西諸県農林振興局にあっては、内水面に係るものに限る。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第8条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第10条の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第129条第1項及び第3項の規定による認可の申請の受理に関すること。</u></p> <p>19 宮崎県漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第23号）による次の事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）（南那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局に限る。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第8条第5項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第11条第2項の規定による証明に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第11条第3項の規定による返納の受理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第16条第1項の規定による申請書の受理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第17条の規定による申請書の受理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第18条の規定による申請の受理に関すること。</u></p> | 農林振興局長 | <p>1～17 [略]</p> <p>18 漁業法による次の事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）（北諸県農林振興局及び西諸県農林振興局にあっては、内水面に係るものに限る。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第69条第1項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第106条第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第170条第1項及び第3項の規定による認可の申請の受理に関すること。</u></p> <p>19 宮崎県漁業調整規則による次の事務（県内に住所を有する者に係るものに限る、うなぎ稚魚漁業に係るものを除く。）（海面に係るものについては、南那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局に限る。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第11条第9項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第16条第2項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第17条第2項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第19条第1項及び第2項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第25条第2項の規定による証明に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第25条第3項の規定による返納の受理に関すること。</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>(8) <u>第21条第2項の規定による申請書の受理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第29条第2項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第31条第4項及び第5項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第42条第2項の規定による申請書の受理に関すること。</u></p> <p>(12) <u>第51条の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>20 <u>宮崎県内水面漁業調整規則による次の事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）</u></p> <p>(1) <u>第7条第1項の規定による申請書の受理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第10条第2項の規定による証明に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第10条第3項の規定による返納の受理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第14条第1項の規定による申請書の受理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第15条の規定による申請書の受理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第16条の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第31条第2項の規定による申請書の受理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第34条の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>21～25 [略]</p> | <p>(8) <u>第27条（第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第28条（第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第33条第3項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第33条第11項の規定による証明に関すること。</u></p> <p>(12) <u>第33条第12項の規定による返納の受理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>第46条第2項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(14) <u>第47条第2項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(15) <u>第53条の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>20～24 [略]</p> |
| <p>[略]</p> <p>家畜保健衛生所長 1～3 [略]</p> <p>4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>第69条第1項から第4項までの規定による立入検査等に関すること（動物用医薬品、動物用管理医療機器、動物用高度管理医療機器、動物用特定保守管理医療機器及び動物用再生医療等製品に係るものに限る。）。</u></p> <p>(6) <u>第70条第1項及び第2項の規定による廃棄等の措置命令に関すること（動物用医薬品、動物用管理医療機器及び動物用高度管理医療機器等に係るものに限る。）。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>5～14 [略]</p> | <p>[略]</p> <p>家畜保健衛生所長 1～3 [略]</p> <p>4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>第69条第1項から第3項まで及び第5項の規定による立入検査等に関すること（動物用医薬品、動物用管理医療機器、動物用高度管理医療機器、動物用特定保守管理医療機器及び動物用再生医療等製品に係るものに限る。）。</u></p> <p>(6) <u>第70条第1項及び第3項の規定による廃棄等の措置命令に関すること（動物用医薬品、動物用管理医療機器及び動物用高度管理医療機器等に係るものに限る。）。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>5～14 [略]</p> |

| | | | | | | | |
|-------|--|--|---|-------|--|--|---|
| | | | 、第23条の2第1項及び第23条の20第1項の規定による製造販売業の許可、第13条第1項及び第23条の22第1項の規定による製造業の許可並びに第23条の2の3第1項の規定による製造業の登録を受けた者に係るものに限る。）に関すること。 4～6 [略] | | | | 、第23条の2第1項及び第23条の20第1項の規定による製造販売業の許可、第13条第1項及び第23条の22第1項の規定による製造業の許可並びに第23条の2の3第1項の規定による製造業の登録を受けた者に係るものに限る。）に関すること。 4～6 [略] |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 水産政策課 | | | 1～3 [略] 4 宮崎県漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第23号）による次の事務 (1) 第7条の規定による漁業の許可に関すること。 (2) 第45条の規定による水産動植物の採捕の許可に関すること。 5 宮崎県内水面漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第24号）による次の事務 (1) 第6条の規定による水産動植物の採捕の許可に関すること。 (2) 第33条の規定による水産動植物の採捕の許可に関すること。 6・7 [略] | 水産政策課 | | | 1～3 [略] 4 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第42条第1項の規定による特定水産動植物の採捕の許可に関すること。 5 宮崎県漁業調整規則（令和2年宮崎県規則第51号）による次の事務 (1) 第4条第1項の規定による漁業の許可に関すること。 (2) 第33条第1項の規定による水産動植物の採捕の許可に関すること。 (3) 第48条第1項の規定による水産動植物の採捕の許可に関すること。 6・7 [略] |
| [略] | | | | [略] | | | |

別表第5（第5条関係）

別表第5（第5条関係）

| | | | |
|--|--|--|--|
| 出先機関の長特定専決事項 | | 出先機関の長特定専決事項 | |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 西臼杵支庁 | 西臼杵支庁 | 西臼杵支庁 | 西臼杵支庁 |
| 1～1の4 [略] | 1～1の4 [略] | 1～1の4 [略] | 1～1の4 [略] |
| 1の5 宮崎県内水面漁業調整規則による次の事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。） | 1の5 宮崎県漁業調整規則による次の事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。） | 1の5 宮崎県漁業調整規則による次の事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。） | 1の5 宮崎県漁業調整規則による次の事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。） |
| (1) 第18条の規定によって返納のあった許可証の受理に関すること。 | (1) 第33条第13項において準用する第30条の規定による許可証の返納の受理に関すること。 | (1) 第33条第13項において準用する第30条の規定による許可証の返納の受理に関すること。 | (1) 第33条第13項において準用する第30条の規定による許可証の返納の受理に関すること。 |
| (2) 第31条第1項の規定による砂れき採取等の許可に関すること。 | (2) 第47条第1項の規定による砂れき採取等の許可に関すること。 | (2) 第47条第1項の規定による砂れき採取等の許可に関すること。 | (2) 第47条第1項の規定による砂れき採取等の許可に関すること。 |
| 1の6～14 [略] | 1の6～14 [略] | 1の6～14 [略] | 1の6～14 [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 農林振興局 | 農林振興局 | 農林振興局 | 農林振興局 |
| 1～1の7 [略] | 1～1の7 [略] | 1～1の7 [略] | 1～1の7 [略] |
| 1の8 宮崎県漁業調整規則による次の事務（県内に住所を | 1の8 宮崎県漁業調整規則による次の事務（県内に住所を | 1の8 宮崎県漁業調整規則による次の事務（県内に住所を | 1の8 宮崎県漁業調整規則による次の事務（県内に住所を |

有する者に係るものに限る。) (南那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局に限る。)

- (1) [略]
 - (2) 第19条第2号又は第3号に掲げる場合の同条による許可証の書替え交付又は再交付に関する事。
 - (3) 第20条の規定によって返納のあった許可証の受理に関する事。
 - (4) 第27条の規定による漁業の許可又は起業の認可に関する事。
 - (5) 第42条第1項の規定による漁場内の岩礁破碎等の許可に関する事。
- 1の9 [略]
- 1の10 宮崎県内水面漁業調整規則による次の事務(県内に住所を有する者に係るものに限る。)
- (1) 第18条の規定によって返納のあった許可証の受理に関する事。
 - (2) 第31条第1項の規定による砂れき採取等の許可に関する事。
- 1の11 [略]
- 2～4 [略]
- [略]

有する者に係るもの限り、うなぎ稚魚漁業に係るものを除く。) (海面に係るものについては、南那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局に限る。)

- (1) 第14条第1項第2号又は第3号に掲げる場合における同項の規定による許可又は起業の認可に関する事。
 - (2) [略]
 - (3) 第29条第3号又は第5号に掲げる場合における同条の規定による許可証の書替え交付又は再交付に関する事。
 - (4) 第30条(第33条第13項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理に関する事。
 - (5) 第46条第1項の規定による漁場内の岩礁破碎等の許可に関する事。
 - (6) 第47条第1項の規定による砂れき採取等の許可に関する事。
- 1の9 [略]
- 1の10 [略]
- 2～4 [略]
- [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

保安林の令和2年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

令和2年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 同一の単位とされる保安林等 | | 皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール) |
|---------------|-----------|-------------------------|
| 単位区域名 | 保安林の種類 | |
| 北川 | 水源かん養保安林 | 576.76 |
| 北川 | 土砂流出防備保安林 | 89.21 |
| 北川 | 干害防備保安林 | 1.70 |
| 五ヶ瀬川 | 水源かん養保安林 | 2,017.87 |
| 五ヶ瀬川 | 土砂流出防備保安林 | 155.20 |
| 五ヶ瀬川 | 干害防備保安林 | 14.57 |
| 五ヶ瀬川 | 保健保安林 | 5.62 |
| 五十鈴川 | 水源かん養保安林 | 928.15 |
| 五十鈴川 | 土砂流出防備保安林 | 22.56 |
| 五十鈴川 | 干害防備保安林 | 16.46 |
| 五十鈴川 | 保健保安林 | 0.22 |
| 耳川 | 水源かん養保安林 | 1,665.28 |
| 耳川 | 土砂流出防備保安林 | 111.74 |
| 耳川 | 干害防備保安林 | 42.17 |

| | | |
|-------|-----------|----------|
| 小丸川上流 | 水源かん養保安林 | 193.82 |
| 小丸川上流 | 土砂流出防備保安林 | 16.25 |
| 一ツ瀬川 | 水源かん養保安林 | 2,564.73 |
| 一ツ瀬川 | 土砂流出防備保安林 | 103.85 |
| 一ツ瀬川 | 干害防備保安林 | 4.30 |
| 一ツ瀬川 | 保健保安林 | 3.58 |
| 小丸川下流 | 水源かん養保安林 | 847.70 |
| 小丸川下流 | 土砂流出防備保安林 | 26.89 |
| 小丸川下流 | 干害防備保安林 | 2.66 |
| 小丸川下流 | 保健保安林 | 6.74 |
| 川内川上流 | 水源かん養保安林 | 602.39 |
| 川内川上流 | 土砂流出防備保安林 | 69.37 |
| 川内川上流 | 防風保安林 | 0.46 |
| 川内川上流 | 干害防備保安林 | 18.00 |
| 大淀川本流 | 水源かん養保安林 | 1,283.03 |
| 大淀川本流 | 土砂流出防備保安林 | 161.89 |
| 大淀川本流 | 土砂崩壊防備保安林 | 0.04 |
| 大淀川本流 | 防風保安林 | 0.68 |
| 大淀川本流 | 干害防備保安林 | 13.95 |
| 大淀川本流 | 保健保安林 | 5.44 |
| 本庄川 | 水源かん養保安林 | 1,642.18 |
| 本庄川 | 土砂流出防備保安林 | 12.22 |
| 本庄川 | 防風保安林 | 0.12 |
| 本庄川 | 干害防備保安林 | 0.36 |
| 本庄川 | 保健保安林 | 7.32 |
| 大淀川中流 | 水源かん養保安林 | 1,148.87 |

| | | | |
|-------|-----------|--------|--|
| 大淀川中流 | 土砂流出防備保安林 | 50.17 | |
| 大淀川中流 | 干害防備保安林 | 0.70 | |
| 広渡川 | 水源かん養保安林 | 824.51 | |
| 広渡川 | 土砂流出防備保安林 | 138.21 | |
| 広渡川 | 干害防備保安林 | 1.68 | |
| 広渡川 | 保健保安林 | 0.28 | |
| 福島川 | 水源かん養保安林 | 314.51 | |
| 福島川 | 土砂流出防備保安林 | 16.22 | |
| 福島川 | 干害防備保安林 | 3.88 | |